

(資料) 金融安定化に向けた国際的な取組みの紹介

2005年4月5日

信用機構局¹

日本銀行を含む世界の中央銀行・金融監督当局は、金融安定化フォーラム、ジョイント・フォーラム、バーゼル銀行監督委員会等において、国際的な金融安定化に向け、国際金融市場の問題点の把握や国際的なルール作り等の取組みを行っている。本資料では、概ね2004年12月から2005年3月にかけてのこうした取組みについて、公表された成果を中心に紹介する²。本資料で採り上げた各種フォーラム・委員会の概要については、後掲BOX参照。

1. 内部格付システムの検証に関するニュースレター及びワーキング・ペーパー

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)では、2004年6月26日に公表した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(バーゼル)の実施(2006年末<先進的な手法は2007年末>の予定)に向けた作業を続けている。

バーゼル では、「第一の柱」(最低所要自己資本比率)に基づいて自己資本比率を計算するに当たり、信用リスクに係るリスクアセットの計算手法として内部格付手法を用いる銀行は、自行の内部格付システムの適切性やデフォルト確率等のパラメータの正確性を検証することが求められている。また、監督当局も、銀行による内部格付手法の利用を承認するに当たり、銀行による検証の結果を評価する必要がある。バーゼル委では、こうした内部格付システムの検証・評価に関し、2005年1月にニュースレター(「バーゼル の枠組みにおける検証に関する新規制実施作業部会での作業状況」)を、また、同年2月にワーキング・ペーパー(「内部格付システムの検証に関する研究」)を、それぞれ公表した。

(1) 「バーゼル の枠組みにおける検証に関する新規制実施作業部会での作業状況」 (Update on work of the Accord Implementation Group related to validation under the Basel Framework)

¹ 本資料の作成に当たっては、金融市場局、考査局の協力を得た。

² 本資料で紹介した公表ペーパーは、いずれも国際決済銀行のホームページから入手可能(<http://www.bis.org/>)。

バーゼル委傘下の新規制実施作業部会 (Accord Implementation Group) では、バーゼルの実施に向け、内部格付システムの検証手法等の検討を行っており、本ニューズレターではその状況を紹介している。

(2) 「内部格付システムの検証に関する研究」 (Studies on the Validation of Internal Rating Systems)

本ワーキング・ペーパーは、各国銀行業界の実務及び理論的な研究を踏まえた上で、主に、内部格付システムの特性による分類、格付システムの検証に関する用語の共通化、内部格付システムにより推計された 3 つのパラメータ (デフォルト確率 < PD > 、デフォルト時損失率 < LGD > 、デフォルト時エクスポージャー < EAD >) の統計的な検証方法の分析、を試みたものである。銀行実務で用いられている検証手法は発展途上にあり、今後も進化を遂げていくことが予想される。本ワーキング・ペーパーは、あらゆる検証手法を提示したものではないが、現時点での主要な手法を取り上げており、今後の議論の参考となることが期待される。

具体的には、以下のような研究結果を紹介している。

- ・ 検証を行う際には、その格付システムが point-in-time もしくは through-the-cycle のいずれの特性をどの程度有しているかを認識する必要がある。一般的には、債務者の現時点の信用力を反映する格付システムを point-in-time 型、景気循環の底もしくは景気後退時に着目する格付システムを through-the-cycle 型という。また、デフォルト確率推計において景気後退シナリオをどの程度織り込んでいるか、といった点も認識する必要がある。
- ・ デフォルト確率の検証に関しては、「格付システムの判別力」 (判別力 < Discriminatory power > の高い格付システムほど、観測期間中にデフォルトする債務者とデフォルトしない債務者を事前に明確に区分できる) と「デフォルト確率の推計値の正確性」の 2 つの側面がある。格付システムの判別力の検証には CAP (Cumulative Accuracy Profile)、ROC (Receiver Operating Characteristic) を始めとして様々な手法が存在する。デフォルト確率の推計値の正確性についても二項検定 (binominal test) 等各種手法が存在するが、データの制約 (例えば実際のデフォルト事象の少なさ) 等克服すべき課題もある。なお、統計的検証は、単独の手法だけで判断するのではなく、複数の手法を組み合わせることが欠かせない。

また、デフォルト時損失率に関しては、デフォルト確率以上に研究が少ないことを踏まえ、考えられる推計方法や推計を左右する要因 (損失として何を捉えるか、等) について検討を加えた後、検証を行う上での論点を整理している。

2. 「定量的影響度調査 (QIS 5) のスケジュール」(Schedule for the fifth Quantitative Impact Study (QIS 5))
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル委は、バーゼル に関し、上記 1. の他、「定量的影響度調査 (QIS 5) のスケジュール」と題するニュースレターを 2005 年 3 月に公表した。

バーゼル委は、バーゼル において、「より先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつ、最低所要自己資本の全体的な水準をほぼ現状どおりとする」ことを目標にしている。本ニュースレターでは、バーゼル 実施のプロセスを円滑にするため、定量的影響度調査 (QIS 5) を 2005 年 10 月から 12 月までの間に行う予定であること、QIS 5 に基づき、最低所要自己資本の水準調整を 2006 年春に検討すること、などを明らかにしている。

3. 「ストラクチャード・ファイナンス市場における格付の役割」(The role of ratings in structured finance: issues and implications)³

グローバル金融システム委員会

グローバル金融システム委員会 (以下「CGFS」) は、急速に拡大しているストラクチャード・ファイナンス市場の実態を把握するとともに、同市場において重要な役割を果たしている格付の機能を整理し、ストラクチャード・ファイナンス市場の拡大が金融システムの機能や安定性等に与える影響を検討することを目的に、報告書 (「ストラクチャード・ファイナンス市場における格付の役割」) を取り纏め、2005 年 1 月 17 日に公表した。

ABS (資産担保証券) や CDO (債務担保証券) に代表されるストラクチャード・ファイナンス商品のリスクを評価する場合には、証券化される原資産プールの信用リスクのほか、商品の複雑な仕組みや、オリジネーター、サービサー等の多様な関係者を含めて全体としてリスク評価をする必要がある。格付会社は、こうした要素を含めた包括的な評価に基づいて、ストラクチャード・ファイナンス商品の信用リスクを判断して格付を付与し、投資家等は、これを活用している。こうした点を踏まえ、報告書では、支払優先順位の低い証券にリスクが集中する仕組みとなっているストラクチャード・ファイ

³日本銀行では、本報告書の解説をホームページに掲載している (<http://www.boj.or.jp/intl/05/bis/0501b.htm>)。また、格付に関しては、グローバル金融システム委員会による本報告書のほか、証券監督者国際機構 (以下「IOSCO」) が、2004 年 12 月 23 日、“Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies” と題するペーパーを公表している (<http://www.iosco.org/>)。

ナンス商品のリスク特性を踏まえた格付評価が行われているかどうか、十分に理解した上で投資判断を行う必要があると指摘している。

ストラクチャード・ファイナンス商品は、幅広い投資家へのリスクの分散を通じて金融システムの安定性に寄与しうる一方で、特定の先や業態への信用リスクの集中を引き起こす可能性が無いわけではない。報告書では、今後さらに市場が拡大していく可能性が高いこと、リスク評価が難しい商品であること等を考慮すると、中央銀行として、安定的な市場機能を確保していくことに力点をおきつつ、ストラクチャード・ファイナンス市場の動向をモニタリングしていく必要があると結論付けている。

4 「主要金融機関におけるストレステスト：調査結果とその実務」(Stress testing at major financial institutions: survey results and practice)⁴

グローバル金融システム委員会

CGFS は、2005 年 1 月 18 日、「主要金融機関におけるストレステスト：調査結果とその実務」と題する報告書を公表した。本報告書は、主要金融機関が想定している主なリスクを認識し、ストレステスト(イベントや、金融資産の価格変動等が金融機関に与え得る影響を評価するためのリスク管理手法)のリスク管理実務における発展を把握することを目的として、ストレステストの活用実態を調査し、分析したものである。

調査では、金利の変化や信用リスクの変動を扱うテストが多いという結果が得られた。また、1987 年のブラック・マンデーや 1997 年のアジア通貨危機がイベントとして多く取り上げられていた。

さらに、金融機関のリスク管理実務において、その柔軟性や分かりやすさから、ストレステストの用途が拡大していることが確かめられた。例外的であるが蓋然性のある重大な損失を検証するという従来からの利用に加え、エコノミック・キャピタルの配賦やリスク特性の把握などにも用いられる例があり、対象とするリスクも拡大している。

一方、課題として特に多くの金融機関から指摘されたのは、信用リスクを扱うストレステストの高度化である。具体的には、データの蓄積や市場価格の利用が市場性リスクにくらべて不十分であるもしくは制約があるという状況を踏まえつつ、融資ポートフォリオを包含するテストをさらに発展させる必要があるとされている。また、異なる種別のリスクの統合管理を課題として挙げる金融機関もあった。

ストレステストは金融機関のリスク管理実務において重要な役割を担うようになって

⁴日本銀行では、本報告書の解説をホームページに掲載している (<http://www.boj.or.jp/intl/05/bis0501c.htm>)。

ている。金融市場の動向を把握する上でも、金融機関のリスク管理を十分に理解することは重要であり、本報告書はこうした理解に向けた試みの1つと位置付けられている。

5. その他の主な公表ペーパー

- (1) 「マネーロンダリング及びテロ資金対策に関する BCBS、IAIS、IOSCO のイニシアチブ」
(Initiatives by the BCBS, IAIS and IOSCO to combat money laundering and the financing of terrorism - Update) ジョイント・フォーラム

ジョイント・フォーラムは、2003年6月に、マネーロンダリング及びテロ資金対策に関し、銀行、証券、保険の3つのセクターに共通する基準の概要、3セクターのアプローチの整合性等の評価、各セクターにおける脆弱性と対応策等を記したノートを発表していたが、本ペーパーは、最近の動向を踏まえてこれを更新したもの(2005年1月公表)。

- (2) 「金融サービスにおけるアウトソーシング」(Outsourcing in Financial Services)⁵
ジョイント・フォーラム

金融機関及び監督当局向けに、アウトソーシングに関するリスク管理の諸原則を提示。2004年8月2日に公表した市中協議ペーパー⁶に対し寄せられたコメントを踏まえ、同ペーパーを改訂したもの(2005年2月15日公表)⁷。

- (3) 「信用リスク移転」(Credit Risk Transfer) ジョイント・フォーラム

クレジット・デリバティブ及びシンセティック CDO を中心に信用リスク移転市場の実態を整理するとともに、市場参加者や監督当局に向けた提言を盛り込んでいる。2004

⁵ 本ペーパーのうち、「要旨」及び「指針となる原則」の邦訳は、日本銀行のホームページから入手可能 (<http://www.boj.or.jp/intl/05/bis0502b.htm>)。

⁶ 「金融安定化に向けた国際的な取組みから」(『日本銀行調査季報』2005年冬(1月)に掲載)を参照。

⁷ 本ペーパーで提示されている諸原則は、包括的(high-level)なものであり、銀行、証券、保険の全セクターの金融機関、監督当局を対象としている。一方、IOSCOも、本ペーパーの公表と同日、アウトソーシングに関する諸原則を提示したペーパーを発表したが、こちらは証券会社、証券監督当局を対象としたもの。ジョイント・フォーラムとIOSCOは、これら2つのペーパーで提示されている相互補完的な諸原則の整合性を確保するため、連携して作業を進めた。

年 10 月 21 日に公表した市中協議ペーパー⁸に対し寄せられたコメントを踏まえ、同ペーパーを改訂したもの（2005 年 3 月 18 日公表）⁹。

⁸ 「金融安定化に向けた国際的な取組みから」（『日本銀行調査季報』2005 年冬（1 月）に掲載）を参照。

⁹ なお、新しい信用リスク移転市場の全体像を理解する上では、前述の CGFS の報告書（「ストラクチャード・ファイナンス市場における格付の役割」）と併せて参照することが有用であると考えられる。

[BOX]

本資料で採り上げた各種フォーラム・委員会

1. バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局並びに中央銀行の上席代表者により構成される。同委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行（バーゼル、スイス）において開催される。

2. グローバル金融システム委員会 (Committee on the Global Financial System)

グローバル金融システム委員会は、1971年にG10諸国中央銀行総裁会議により設立された中央銀行の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国の中央銀行及び欧州中央銀行の上席代表者により構成される。同委員会は、国際金融市場の定期的なモニタリングを行うとともに、これを通して市場機能に関する理解を深め、さらに市場機能の向上や金融システムの安定に向けた政策提言を行うことを目的としている。同委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行（バーゼル、スイス）において開催される。

3. ジョイント・フォーラム (Joint Forum)

ジョイント・フォーラムは、1996年にバーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO <International Organization of Securities Commissions>）及び保険監督者国際機構（IAIS <International Association of Insurance Supervisors>）の後援により設立された。同フォーラムでは、金融コングロマリットの監督を含め、銀行・証券・保険の各セクターに共通する諸問題の検討を行っている。各セクターを代表する同数の監督者から構成されており、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スイス、英国及び米国が参加している。